

大牟田市立中友小学校 いじめ防止基本方針

1 方針策定の趣旨

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。いじめについて同法律では「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」問題であり、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、時には命にかかわる問題にもつながることから、同年10月「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定された。それに伴い、福岡県では平成26年3月に「福岡県いじめ防止基本方針」を策定し、これを受けて平成27年3月に「福岡県いじめ問題総合対策」を改訂した。平成29年に国の基本方針が改訂されたことに伴い、平成30年2月に県基本方針を改訂した。本市でも「大牟田市いじめ防止方針」が平成30年に改定され、さらに令和7年4月にも改定されている。

令和4年12月には、国は生徒指導の基本的な考え方や取り組みの方向性を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため「生徒指導提要」の改定を行い、さらに、児童生徒に深刻な被害を与える状況が発生している状況等を踏まえ、令和6年8月に重大事態ガイドラインの改定も行っている。本校では、改定された国や県市の基本方針等をもとに、以下のようないじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を行い、いじめ問題に取り組むものとする。

2 学校基本方針

様々な集団での学習活動を行う学校において、「いじめは、絶対に許されない」「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との認識を自覚し、まず、いじめの未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じ、いじめを生まない風土を構築する。児童をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせ、すべての児童が認められるという実感（自己有用感）を持つことができるよう教育課程の充実を図る。また、「いじめは しない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

【学校の取組の主な内容】 令和7年度改定 福岡県いじめ問題総合対策より

- (1) いじめの防止につながる発達支持的生徒指導
 - 人間関係・集団づくりの推進
 - 基本的生活習慣の定着と規範意識の育成
- (2) いじめの未然防止教育の推進
 - 豊かな人間性を育む教育活動の推進
 - 命の教育の推進
 - 体験活動の推進
- (3) いじめの早期発見・早期対応の取組の充実
 - いじめの問題に対する取組の視点
 - いじめの定義の適切な理解と対応
 - 児童生徒の視点からの早期発見の取組
 - 組織的な早期対応・継続的指導の徹底
 - いじめられている児童生徒への支援
 - いじめている児童生徒への対応
 - まわりの児童生徒への対応

- (4) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際
 - 初期対応について
 - 校内いじめ対策委員会におけるアセスメント等について
 - 警察等との連携について
 - 資料の整理・保存
- (5) 学校の組織的指導体制の整備及び関係機関等との連携
 - 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進
 - 校内組織の整備
 - 児童生徒理解と教育相談体制の充実
 - 学校組織の機能化・活性化の視点
- (6) 家庭・地域との連携によるいじめ問題対策の推進
 - 意識調査や協議による情報（意見や状況）把握
 - いじめの対応に関する学校の考え方・取組についての説明・公開・発信
 - 「いじめの防止研修」の機会や内容の充実
 - 学校と家庭・地域が連携・協働した実践活動・宣言等の推進

3 いじめ防止対策推進委員会

- (1) 組織
 - いじめ防止対策推進委員会を設置する。
 - 委員会は、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表（PTA会長）、地域代表（学校評議員、主任児童員）で構成する。
- (2) 役割

委員会は防止対策推進を目的とし、毎学期に1回、また校長が必要と認めたときに開催し、以下の役割を果たす。

 - 学校基本方針に基づき、いじめ防止推進対策のための具体的な年間計画の作成実行及び検証を行う。
 - いじめの相談、通報の窓口とする。
 - いじめに関する情報の収集及び記録をする。
 - いじめに関する組織的対応の中核となす。

4 いじめの対応

- (1) 未然防止
 - ① 教育課程の充実（児童をいじめに向かわせないための教育活動）
 - 各教科で授業改善への取り組みを行う
 - ・ 基本的な学習規律の確立
 - ・ 基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る教科指導（わかる授業）
 - ・ 学力向上（授業改善検討）委員会の開催
 - 道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等で心の教育を推進する
 - ・ 道徳科を要とした心の教育推進
 - ・ 特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通して豊かな人間関係や集団づくり
 - ・ インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導
 - ・ 基本的な生活習慣の確立
 - ② 指導体制の充実
 - 生徒指導委員会
 - ・ 生徒指導担当をいじめ問題に関するコーディネーターとして位置づける
 - ・ 組織的対応力向上のためのフローチャート（校内報告、連絡マニュアル）に

- 職員の指導力量を高めるための生徒指導研修会の計画・実施
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
 - ・ 事例研究会
 - 養護教諭との連携
 - ・ 保健室の教育相談室的な機能充実
 - ・ 担任との連携
 - ③ 学級経営の充実（心の居場所づくり）
 - 共感的な人間関係の育成
 - 自己存在感をもつことができる学級
 - 「気になる子ども」の把握
 - ・ 生活の様子を観察
 - ・ 生活日記や遊び
 - 「気になる子ども」の個人カルテ作成
 - ・ 継続観察、指導
 - 個別面談の実施・相談ポストの設置
 - 近接学年及びいじめ対策委員会への報告
 - ④ 保護者との信頼関係確立
 - 児童の指導に関わる日常的な連携
 - ・ 家庭生活における基本的な生活習慣の確立
 - 広報活動の実施
- (2) 早期発見と早期対応
- ① 早期発見・相談体制の充実
 - 教育相談の実施
 - ・ 教育相談の毎学期1回の実施
 - ・ 教育相談ポストの活用（毎日1回確認）
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
 - アンケートの実施
 - ・ いじめチェックリスト（月に1回。担任が記入。）
 - ・ 生活アンケート（5月、9月、1月の学期に1回。児童が記入。）
 - ・ なかよしアンケート
（1・2・3年生用と4・5・6年生用の2種類。月に1回。児童が記入。
生活アンケートを 実施する月を行わない。）
 - ・ 早期発見シート（6月、11月、2月に実施し、保護者が記入。）
 - ② 早期対応
 - 生徒指導委員会を中心とした組織的対応
 - ・ 事実関係の迅速かつ的確な把握
 - ・ 事実関係の保護者および教育委員会への確実な報告
 - ・ いじめを受けた児童を守り、心のケアを促す組織的な対応
 - ・ いじめを受けている児童を最後まで守り抜く姿勢
 - ・ いじめた児童への毅然とした指導および再発防止に向けた組織的支援
 - ③ 関係機関との連携

児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、関係機関と情報共有体制を確立しておく。
- (3) 重大事態への対応
〈重大事態とは〉

- いじめにより児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- いじめにより欠席(年間30日を目安)を余儀なくされている疑いがある場合。
(重大事態の発生報告)
- 速やかな実態把握と教育委員会やPTA、市長等への報告
- 教育委員会との連携
 - ・ 調査の主体の確定(学校・教育委員会・SC・SSW)

(4) 重大事態の調査

- ① 校長を中心とした緊急対策体制
 - 実態把握項目及び方法の検討
 - ※ いじめを受けている子どもの把握
 - ・ 定期的実施しているアンケート
 - ・ 生活日記や行動観察での把握
 - ・ 日頃と違う日記内容や行動
 - ・ 子どもからのサインの感受
 - ・ 遅刻や欠席理由の確認
 - ・ 家庭訪問の実施
 - ・ 養護教諭との連携
 - ※ いじめる側の把握
 - ・ 個別の面接による事実関係の確認
 - ・ 周囲の子どもからの情報収集
 - 分析及び対策の検討
 - 学年、学級での取り組みの検討
 - ・ 道徳科の授業の実施
(例)「生命の尊重」を中心とした学習指導 [内容項目D]
「思いやり心」を中心とした学習指導 [内容項目B]
 - ・ 学級活動の授業の実施
(例)学級での話し合い活動を中心とした学習指導(新聞記事等の活用)
 - ・ 教師の指導を中心とした学習指導
 - 緊急全校集会・学年集会の設定
 - ・ 指導案を活用して、全クラス実施
 - 緊急職員会議の設定
 - ・ 共通理解、協働実践
 - 教育相談の実施
 - ・ 担任、生徒指導主任による教育相談
 - ・ 専門家によるカウンセリング
- ② 関係児童の保護者との連携
 - 校長及び関係職員による家庭訪問の実施
 - ・ 事実の報告
 - ・ 学校の対策への理解
 - 学校への信頼関係の維持・回復
 - PTA緊急集会や学年・学級PTA集会の実施
 - ・ 事実関係の報告
 - ・ 問題解決のための協力依頼
- ③ 関係諸機関への連絡及び合同対策会議の設定
 - 「いじめ問題等合同対策協議会」の設置
 - ・ PTA役員と学校代表者で組織
 - 「いじめ問題等校区対策会議」の設置

- ・ P T A代表、学校代表、区長会、民生委員 等

5 学校評価

いじめ防止対策推進委員会の組織と役割、学校のいじめへの対応（未然防止、早期発見、早期対応）について自己評価を実施し、学校関係者評価において改善を報告する。

6 年間計画

月	内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認① ・なかよしアンケートの実施① ・気になる子の調査と全職員共通理解 ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認② ・生活アンケートの実施① ・教育相談の実施① ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認③ ・なかよしアンケートの実施② ・学校関係者評価委員会 ・保護者アンケート（早期発見シート）の実施① ・学力向上（授業改善検討）委員会 ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認④ ・いじめ防止対策推進委員会（学校いじめ対策委員会） ・なかよしアンケートの実施③ ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認⑤ ・なかよしアンケートの実施④ ・生徒指導研修会の実施 ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認⑥ ・生活アンケートの実施② ・教育相談の実施② ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認⑦ ・なかよしアンケートの実施⑤ ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認⑧ ・なかよしアンケートの実施⑥ ・保護者アンケート（早期発見シート）の実施② ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策推進委員会（学校いじめ対策委員会） ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）

12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認⑨ ・なかよしアンケートの実施⑦ ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認⑩ ・生活アンケートの実施③ ・教育相談の実施③ ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認⑪ ・いじめ防止対策推進委員会（学校いじめ対策委員会） ・なかよしアンケートの実施⑧ ・保護者アンケート（早期発見シート）の実施③ ・学校関係者評価委員会 ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめチェックリストと相談ポストの確認⑫ ・なかよしアンケートの実施⑨ ・重点目標達成委員会 ・いじめ防止対策委員会（兼生徒指導委員会）にて年間の反省評価

7 危機管理マニュアル（いじめ問題への対応）

※別紙